

令和2年度名勝無鄰庵庭園の保存活用計画策定業務委託 募集要項

1 業務の概要（詳細は別紙「業務委託仕様書」のとおり）

(1) 委託業務名

令和2年度名勝無鄰庵庭園の保存活用計画策定業務委託

(2) 委託期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

(3) 委託業務内容

名勝無鄰庵庭園について調査，検討し，併せて検討委員会の運営，意見等を集約し，報告書を作成する。

(4) 委託金額の上限額

金2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

応募者は，次に掲げる全ての条件を満たしていることとする。

なお，契約締結後であっても，応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には，本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 応募時点において，京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に記載されていること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受け，その期間中にある者でないこと。
- (3) 過去2箇年の消費税及び地方消費税，市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦，支持，反対することを目的とした法人でないこと。
- (5) その他，公共の福祉に反する活動をしていないこと。また，法人及びその役員が，暴力団，暴力団関係企業，総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。

3 応募手続き等

(1) 参加申出書の提出

応募者は下表のとおり参加申出書を提出すること。

(2) 技術提案書の提出

上記(1)を提出した者は，下表のとおり技術提案書を提出すること。

(3) 技術提案書作成等に関する質問

本書及び仕様書等に対して質問できる者は，上記「2 参加資格」を満たしている者とする。

質問については，令和2年4月22日（水）午後5時までに，電子メール（ファイルを添付する場合はワード又はエクセル形式）で質問すること（電話，ファックス及び訪

問等による質問は不可)。

全ての業務受託候補者から受けた質問内容とその回答内容は、令和2年4月24日(金)までに京都市のホームページに掲載する。

種類	提出種類(部数)	提出方法	提出期限	提出先
参加申出書	第1号様式(1部)	持参又は郵送(当日消印有効) ※ 郵送の場合は提出期限内に同書類をファックスで送信すること	令和2年4月28日(火)午後5時(必着)	〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下 る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 (担当: 田頭, 中村)
技術提案書	第2号様式から第6号様式まで(正本1部, 副本5部)	持参(郵送不可)	令和2年5月19日(火)午後5時(必着)	(電話) 075-366-1498 (FAX) 075-213-3366 (電子メール) bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

4 提出書類の作成要領

参加申出書及び技術提案書の提出書類は、次の要領に基づき作成すること。

(1) 参加申出書

ア 様式

(ア) 第1号様式により作成すること。

(イ) A4版(縦型), 横書き, 文字サイズ10.5ポイント標準, 左上綴じとする。

(2) 技術提案書

ア 様式

(ア) 第2号様式から第6号様式により作成すること。

(イ) A4版(縦型), 横書き, 文字サイズ10.5ポイント標準, 左上綴じとすること。

イ 第2号様式(技術提案書)の担当者欄には、本公募に関して本市との連絡窓口となる者について記載すること。

ウ 第3号様式(業務実績調書)^{*1}は、過去3年間(平成29年度~令和元年度)における指定名勝及び史跡^{*2}に係る保存活用計画及び整備計画の実績(10件まで)を記載すること。

エ 第4号様式(配置技術者調書)は、管理技術者及び担当主任技術者の経歴職歴,

指定名勝及び史跡の修理実績，本年度の手持業務の状況・予定について記載すること。（行が不足する場合は，適宜行を追加してもよい）。管理技術者が担当主任技術者を兼ねる場合は，その旨を記載すること。

オ 第5号様式（業務従事者配置調書）には，本業務に従事する全ての従事者について記載すること。

カ 第6号様式（見積書）については，本委託業務を受託するに当たっての見積金額を記載すること。ただし，消費税及び地方消費税相当額は含まない。

キ 名勝無鄰庵庭園保存活用計画概要案を作成すること。作成にあたっては，「名勝無鄰庵庭園保存管理指針」及び京都市文化財保護課紀要創刊号（平成30年3月発行）中の「山県有朋と無隣庵保存会における無隣庵の築造と継承の意志の解明」等を用いて作成すること。指定の様式はないが，A4版（縦型），横書き，文字サイズ10.5ポイント標準，左上綴じとすること。概要案は4ページ，6,000文字以内（表紙は含めない。）とし，図面，イラスト等を用いてもよい。

計画概要案については，以下の項目を必ず記載すること。

（ア）名勝無鄰庵庭園の歴史的価値及び保存に関すること。

（イ）名勝無鄰庵庭園の保存活用計画に求められる課題について

（ウ）文化財施設における指定管理者制度について

※1 記載する業務実績は，成果物を求める場合がある。

※2 指定名勝及び史跡とは，文化財保護法，都道府県及び政令指令都市における文化財保護条例に基づき指定された名勝及び史跡をいう。

5 受託者の選定方法

- (1) 本市内部で組織する受託候補者選定委員会を設置し，別紙評価要領により技術提案書の内容の評価及び見積書価格の評価を点数化し，総合点数が最高得点の事業者を受託候補者とし，本業務委託契約の締結に関し優先的に交渉するものとする。ただし，総合得点が60点未満の場合は受託候補者としない。なお，最高得点の事業者が本業務の契約を辞退した場合及び交渉中に応募資格を欠いた場合には，点数の高い順に契約に関し優先的に交渉するものとする。
- (2) 受託候補者の選定は書類審査により行う。応募者へのヒアリングは予定していない。
- (3) 選定結果は京都市のホームページに公開する。また，参加業者には別途通知することとする（途中辞退した業者は除く）。

6 その他

- (1) 応募に係る経費は，応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募関係書類は，応募者へは返却しない。